

徳島県告示第420号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次に掲げる者を地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の20第1号及び第2号に定めるもの以外の歳入等の指定納付受託者として指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により告示する。

令和8年8月7日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和8年4月1日